

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------------------|
| 7 | 地方税の賦課に関する事務(住民税個人) 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美波町は、地方税の賦課に関する事務(住民税個人)における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

個人住民税関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

徳島県美波町長

公表日

平成29年4月24日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 地方税の賦課に関する事務(住民税個人) |
| ②事務の概要 | 住民税個人 給与(年金)支払報告書、確定申告書の住民税分、住民税申告書等により世帯及び個人毎の所得等を把握し課税・非課税の賦課決定、未申告者の申告促進。(地方税法・市税条例) 番号法別表1項番 16 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であり、以下の事務を行う。 1. 課税原票の照会 2. 住民税課税情報の照会 3. 課税データ、給与所得者の異動届の入力 4. 納税通知書の出力 |
| ③システムの名称 | ・個人住民税システム ・統合宛名管理システム ・中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 個人住民税ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項、別表第一の第16の項並びに地方税法等 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条7号、別表第二の1,29,63,64,65,107の項並びに地方税法等 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 税務課 |
| ②所属長 | 税務課長 別宮 亀弘 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 総務企画課 徳島県海部郡美波町奥河内字本村18-1 0884-77-3611 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 総務企画課 徳島県海部郡美波町奥河内字本村18-1 0884-77-3611 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 平成29年4月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 平成29年4月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

